

電子決済等代行業者（みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社）との契約締結内容について

長野信用金庫（以下「当金庫」）は、信用金庫法第85条の5第3項に基づき、みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社（以下「電子決済等代行業者」）との契約内容の一部を公表いたします。

【契約内容】

1. 利用者に損害が生じた場合の当金庫と電子決済等代行業者との間の損害賠償の分担について

- (1) 電子決済等代行業者は、本サービスに関して利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、本サービスに係る契約に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、本サービスに係る契約に従い、利用者に生じた損害を賠償又は補償する。但し、当該損害が預金等の不正払戻しに起因するものである場合、電子決済等代行業者は、一般社団法人全国信用金庫協会が公表しているインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方に基づき、利用者に補償を行うものとする。
- (2) 電子決済等代行業者は、前項に基づき本サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償又は補償した場合であって、当該損害が専ら当金庫の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、電子決済等代行業者が利用者に賠償又は補償した損害を当金庫に求償することができる。また、電子決済等代行業者は、前項に基づき本サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償又は補償した場合であって、当該損害が当金庫及び電子決済等代行業者双方の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、当金庫に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上当金庫と合意した額を求償することができる。
- (3) 電子決済等代行業者が第1項に基づき本サービスに関して利用者に生じた損害を賠償又は補償した場合において、当該損害が、当金庫又は電子決済等代行業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかでないときは、当金庫及び電子決済等代行業者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行う。
- (4) 当金庫は、本機能（※1）若しくは本機能連携に関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償若しくは補償した場合、又はやむを得ないと客観的かつ合理的な事由により判断して本サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償若しくは補償した場合、以下のとおり電子決済等代行業者に求償できる。
 - ① 当該損害が専ら電子決済等代行業者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当金庫が利用者に賠償又は補償した損害を電子決済等代行業者に求償することができる。

- ② 当該損害が当金庫及び電子決済等代行業者双方の責めに帰すべき事由によるものであるときは、電子決済等代行業者に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上電子決済等代行業者と合意した額を求償することができる。
- ③ 当該損害が、当金庫又は電子決済等代行業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかではないときは、当金庫及び電子決済等代行業者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行う。

2. 電子決済等代行業者が取得した利用者情報の適正な取扱いおよび安全管理のために行う措置、電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当金庫が行う措置について

電子決済等代行業者は、本サービスにおいて虚偽又は誤認のおそれのある表示、説明等を行ってはならず、利用者の保護のために必要な表示、説明等を行うものとする。当金庫は、電子決済等代行業者が虚偽又は誤認のおそれのある表示を行い、その他誤認防止、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い若しくは安全管理又は法令等遵守の観点から問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、電子決済等代行業者に対して改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、電子決済等代行業者に事前に通知した上で、本機能を停止することができる。但し、当金庫は、電子決済等代行業者が虚偽又は誤認のおそれのある表示を行い、その他誤認防止、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い若しくは安全管理又は法令等遵守の観点から高度に問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、改善を求めることを経ずに、本機能を停止することができる。

3. 信用金庫電子決済等代行業再委託者（※2）（以下「電子決済等代行業再委託者」）における、電子決済等代行業者が取得した利用者情報の適正な取扱いおよび安全管理のために行う措置、電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当金庫が行う措置について

- (1) 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託者に対し電子決済等代行業者と同等の義務を負わせ、電子決済等代行業再委託者の費用と責任においてこれを遵守させる。
- (2) 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託者に対し、当該電子決済等代行業再委託者のセキュリティ、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために、電子決済等代行業再委託者との間で連鎖接続の方法及び内容に関して契約を締結し、必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行うものとする。当金庫は、電子決済等代行業再委託者に前項の義務の不履行があり、又は、電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者に対するかかる指導若し

くは改善を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、電子決済等代行業者に当該電子決済等代行業再委託者との連鎖接続の停止を求めることができるものとし、又は電子決済等代行業者が相当期間内に当該電子決済等代行業再委託者との連鎖接続を停止しない場合に本機能連携を制限若しくは停止することができるものとする。当金庫は、連鎖接続の停止を求める場合に可能な範囲でその理由を電子決済等代行業者に説明するよう努めるものとする。

- ※1 「本機能」とは当金庫「データ伝送」のことをいいます。
- ※2 信用金庫電子決済等代行業再委託者とは、信用金庫法施行規則第99条の4第2項に該当する事業者のことをいいます。